

1 第8次北谷町高齢者保健福祉計画中間評価の趣旨

(1)背景・目的

日本では、2025(令和7)年にいわゆる団塊の世代^{※1}がすべて75歳以上(後期高齢者)に、2040(令和22)年には団塊ジュニア世代^{※2}が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。それに伴い、医療や介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯など、支援が必要な人はますます増加・多様化するとともに、現役世代(地域社会の担い手)の減少といった問題も顕著化するなかで、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行から、これらへ備えるための体制整備が求められています。

また、超高齢社会の急速な進展に伴い認知症のある人が増加していることから、認知症のある人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう、2024(令和6)年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下、「認知症基本法」という。)」が制定されました。

本町においては、2021(令和3)年3月に第8次北谷町高齢者保健福祉計画を策定し、災害や感染症対策を踏まえた上で、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながりやマネジメント機能の強化などの取組を通じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいます。

あわせて、支援を必要とする住民が持つ多様で複合的な課題を、地域や関係機関との連携等によって解決を目指す、地域共生社会の実現も視野に入れ各施策を推進しているところです。

第8次計画は、2021(令和3)年度から2026(令和8)年度までの6年間を計画期間としていますが、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の取組について評価し、計画の進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて施策を見直すことを目的に、第8次計画中間評価書を策定しました。

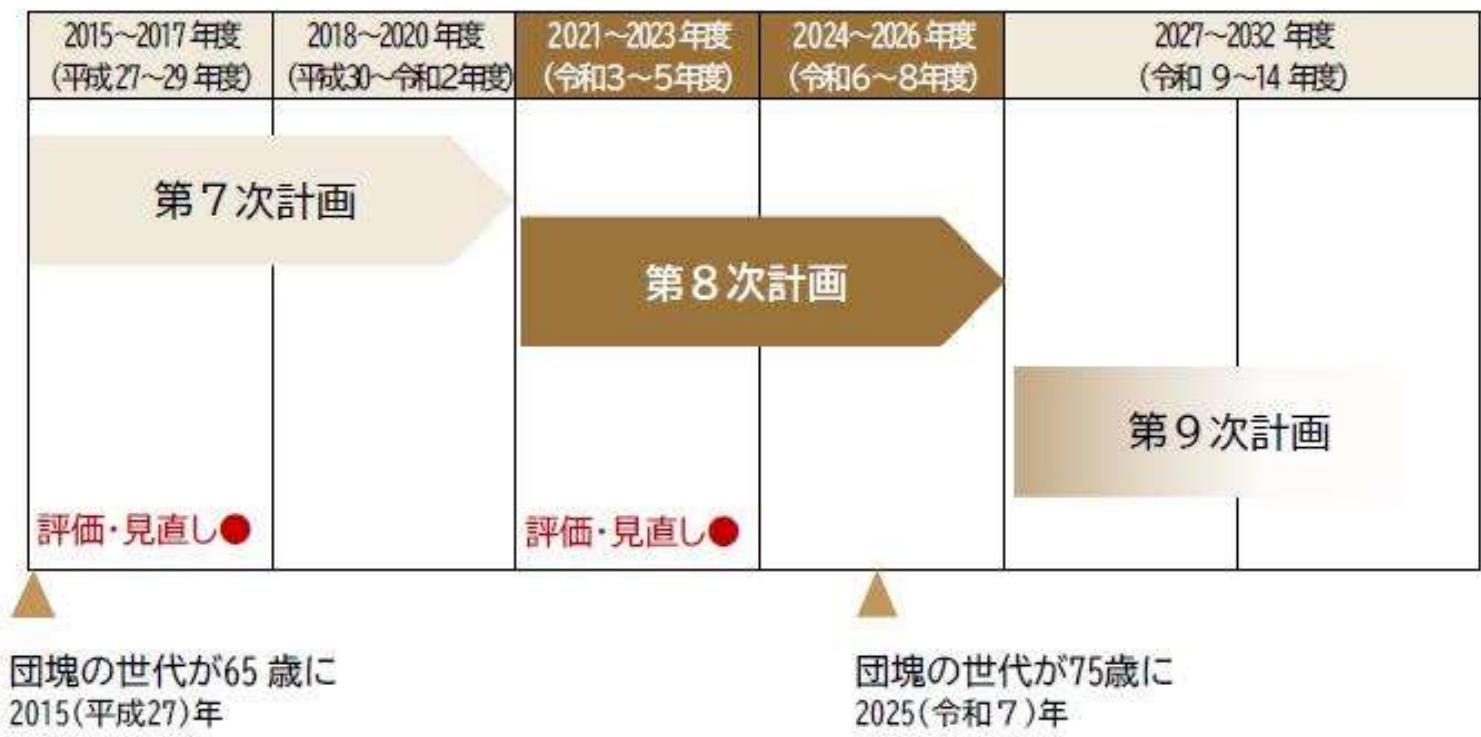
※1 団塊の世代:1947(昭和22)年～1949(昭和24)年生まれ

※2 団塊ジュニア世代:1971(昭和46)年～1975(昭和50)年生まれ

(2)位置づけ

第8次高齢者保健福祉計画・中間評価書は、第8次計画の進捗を確認し、必要に応じ取組を見直すものとして位置づけます。

■第8次北谷町高齢者保健福祉計画の計画期間



■関連計画との関係図

